

令和3年度事業計画

第1 基本方針

「暴力のない安全で住みよい福井県」を実現するため、福井県警察をはじめ行政機関、地域・職域等関係団体との緊密な連携を強化しながら、

1. 暴力団員による不当な行為の被害者等に対する支援（公益目的事業1）
2. 地域・職域における暴力団員からの不当要求行為の予防活動に対する支援（公益目的事業2）
3. 少年及び離脱希望者に対する暴力団からの影響を排除するための支援（公益目的事業3）
4. 不当要求行為の予防に関する知識の普及、思想の高揚を図るための広報啓発（公益目的事業4）

事業を実施する。

なお終息を見せていないコロナ禍において、感染防止に細心の注意を図りながら各種事業を推進していくことはもちろんのこと、強固な財政基盤を図るため、引き続き新規賛助会員の拡大に努める。

第2 事業内容

公益目的事業1 被害者等に対する支援事業（定款第4条第1号、第2号、第3号の事業）

事業名	事業の内容	実施時期
無利子貸付	○暴力団組事務所撤去等の訴訟費用、物的被害修復費、契約解除違約金、入院治療費等の無利子貸付	年間
被害者見舞金支給	○暴力団犯罪に伴う傷害、物的損害の被害者に対し見舞金の支給	年間
暴力追放相談	○常勤相談委員(警察OB3名)により、暴力団被害の未然防止や救済等のための暴力追放相談を対応 ・面接相談：毎週 月～金（祝祭日を除く）9時～17時 ・電話相談：随時、休日及び17時以降は留守番電話、メール相談も可	年間
	○非常勤相談委員(委嘱弁護士)による無料法律相談 ・毎週金曜日午後：予約制	〃
	○「民事介入暴力等対策三者協定」に基づき当センター、福井県警察、福井弁護士会の三者合同の研究会を開催し、事例報告・意見交換等による連携	年1～2回
	○悪質性が認められる事案の処理については、三者間で連携チームを編成し、迅速で効果的に問題解決に向け対応	年間
	○民事介入暴力対策全国大会及び協議会への参加 愛知県(7月23日) 栃木県(11月5日)	
○相談委員が、対応要領等の指導と暴力相談等に対応	〃	

事業名	事業の内容	実施時期
暴力追放相談	<ul style="list-style-type: none"> ○日本司法支援センター、福井県犯罪被害者等支援連絡協議会と連携した被害者対策の推進 ○暴力団事務所の撤去等について、付近住民等に対する相談、指導、助言 	年間 "

公益目的事業2 地域および職域に対する支援事業（定款第4条第4号、第5号、第6号、第11号の事業）

事業名	事業の内容	実施時期
地域・職域支援	<ul style="list-style-type: none"> ○暴力排除活動の大会・会議等への参加及び講師の派遣等 ○警察庁、全国暴追推進センターが企画制作した暴力追放ビデオの視聴覚教材無料貸出 ○地域・職域が取り組む暴力排除活動等に対し、不当要求の対処法等に関する各種資料の提供や各種資器材等（暴力追放のぼり旗、タスキ等）の無料貸出 ○反社会的勢力対策セミナー（賛助会員対象）の開催（1回） 	年間 " " 2～3月
調査及び情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ○全国暴力追放運動推進センターや各都道府県暴力追放運動推進センターと連携した効果的な暴力団排除活動に関する調査及び情報収集 ○研修・会議等への積極的な参加による業務の技能向上 <ul style="list-style-type: none"> ・中部ブロック暴追センター連絡協議会（6月） ・北陸三県連絡協議会（2回 7月、2月） ・全国暴追センター相談員研修(4月21日)、専務理事研修(9月14日) ○新聞、刊行物、インターネット等を効果的に活用した暴力団情報の収集と、各県センターとの連携強化による、データベースの充実 ○全国センター構築による暴力団情報検索システムの積極的な有効活用 	年間 " "
責任者講習	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所責任者、自治体担当者等に対する「不当要求防止責任者講習」の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・年間20回程度 1,000人を対象 ・各種教材、資料の配布 ・効果的な講習実施のため、講習カリキュラムの検討 ・不当要求防止責任者制度の普及拡大 ○講習受講者の拡大、内容の充実、受講の勧奨 	年間 "

公益目的事業3 少年および暴力団離脱希望者に対する支援事業（定款第4条第7号、第8号、第10号の事業）

事業名	事業の内容	実施時期
少年保護対策	○少年に対する暴力団の影響を排除するため、少年保護関係の機関・団体と連携を図りながらの相談、助言等	年間
社会復帰支援	○少年指導委員に対し、少年に対する暴力団の影響を排除するための活動に必要な研修指導を警察と連携して実施	年間
	○社会復帰者受入協力企業の開拓及び連携を強化し、暴力団離脱・社会復帰者に対する支援活動の推進 ・福井県暴力団離脱・社会復帰対策協議会の開催 ※役員会・情報連絡会 必要に応じ開催	年1回
	○当センターが、社会復帰のための相談受理した暴力団離脱者を3か月以上雇用した受入協力企業に対して5万円を限度とした雇用給付金の支援	年間
	○社会復帰者受入定着事業所及び社会復帰者に対するアフターケアの推進	年間

公益目的事業4 広報啓発事業（定款第4条第9号の事業）

事業名	事業の内容	実施時期
暴力追放県民大会	○社会全体の暴排気運の高揚を図り、暴力のない安全な街づくりを目指す「暴力追放県民大会」の開催(11月12日 坂井市春江町 ハートピア春江)	11月
	○暴力追放活動に功労があると認められる団体・個人の表彰による県民の暴排意識の高揚 ・福井県暴力追放センター暴力追放活動功労表彰	11月
	・中部ブロック暴力追放功労表彰	6月
	・全国暴力追放功労表彰	11月
	○全国暴力追放運動 暴力団排除標語の募集	6月まで
	○全国暴力追放運動中央大会への参加（11月25日）	
普及宣伝活動	○暴力団排除の意識高揚のための各種広報啓発資料の作成、配布 ・機関紙「暴追ふくい」（年2回）、「全国センターだより」（年4回） 「民暴のしおり」、「不当要求防止の手引き」、暴力追放事業所・賛助会員之章のプレート、チラシ、ポスター等	年間

事業名	事業の内容	実施時期
普及宣伝活動	○インターネットホームページによる事業活動状況、暴追マニュアル等の広報	年間
	○「ぼうついFAX」の配信（偶数月、賛助会員対象）	〃
	○事業契約、取引約款等への「暴力団排除条項」の導入、「表明・確約書」の整備普及	〃
	○暴力追放センターの事業内容についての広報チラシやポスター配布	〃

その他（定款第4条第12号の事業）

事業名	事業の内容	実施時期
センター運営	○理事会の開催	
	・第1回 事業報告・決算関係の承認等、業務報告、新役員の推薦	4月～5月
	・臨時理事会 専務理事の選任	6月～7月
	・第2回 事業計画・予算等の承認等、業務報告	2月～3月
	○評議員会の開催	
	・事業報告・決算関係の承認等、役員の補欠選任、事業計画・予算の報告等	5月～6月 (第1回理事会開催後)
	※臨時評議員会 必要に応じ開催	
○賛助会員の維持拡大	年間	
○基本財産等の適正かつ効率的な運用	〃	
○売上金の一部を活動支援金とする支援自販機の設置促進	〃	